

入居申込書(法人契約用)

1 貸室・条件等		※退去予定物件でまれに入居日が変更になる場合があります。		家賃総額	円
物件名	号室	住所			
賃料	共益費等	敷金	礼金	町会費	円
円	円	ヶ月	ヶ月	円	円
その他()	駐輪場(要・不要)	バイク置場(要・不要)	更新料 新賃料の ヶ月分		
円	円	円			

2 契約名義人		※法人契約の場合は原則『実印契約』『印鑑証明』『法人全部事項証明書』を提出頂いております。			
フリガナ	本社所在地				
商号	代表TEL	()			
業種	昨年度売上	万円	創業	年月	
株式市場	()市場 1部 2部 店頭	資本金	万円	社員数	人
会社規模(各1つ選択)	社員数	1~5人・6~10人・11~20人・21~50人・51人~100人・100人以上			
	事務所数	本社のみ・2ヶ所(本社含む)・3~10ヶ所(本社含む)・11ヶ所(本社含む)			
申込理由(複数選択可)	転勤 / 就職 / 寮・社宅の廃止 / 本社移転 / 新規出店 / 結婚 / 更新 / 転職 / 離婚 / 現住所の手狭 / その他()				
使用目的	社宅・主たる事務所・支店・その他()				

3 契約ご担当窓口		※実印契約以外の場合は契約責任者(捺印者)を明確にして下さい。(例:人事部長・総務課長等)			
担当部署名	書類送付先	〒			
ご契約責任者	ご契約担当者				
TEL	()	FAX	()		
メールアドレス					

4 入居者兼連帯保証人		※入居様に入居者兼連帯保証人をお願いしております。			
フリガナ	性別	配偶者	生年月日		
氏名	男・女	有・無	西暦	年	月 日 歳
現住所	〒	建物名	※必ずご記入下さい		
		部屋番号	号室		
設置電話	()	住居形態	賃貸/自己所有/寮・社宅/親元		
携帯電話	()	メールアドレス			
所属部署	役職	勤続年数	約 年		
新勤務先住所	※勤務地が他企業内であれば企業名も記入下さい。		勤務先TEL	()	

5 入居者		※原則入居者は家族のみとさせていただきます。			入居予定総人数	名
続柄	氏名	性別	勤務先・学校名・学年・電話番号	生年月日	年	収
喫煙・非喫煙	フリガナ	男女	()	西暦	年 月 日	約 万円
	フリガナ	男女	()	西暦	年 月 日	約 万円
	フリガナ	男女	()	西暦	年 月 日	約 万円

※ご入居人数が3人を超える場合は別紙にご記入下さい

6 法人代表取締役等		※法人の代表者等に連帯保証人をお願いする場合がございます。			
フリガナ	役職	性別	配偶者	生年月日	
氏名		男女	有無	西暦	年 月 日 歳
住所	〒	建物名	※必ずご記入下さい		
		部屋番号	号室		
設置電話	()	メールアドレス			
携帯電話	()	勤続年数	約 年		

7 緊急時連絡先(入居者ご親族)					
フリガナ	続柄	性別	配偶者	生年月日	
氏名		男女	有無	西暦	年 月 日 歳
住所	〒	建物名	※必ずご記入下さい		
		部屋番号	号室		
設置電話	()	携帯電話	()		

8 諸経費費用負担					
・借家人賠償保険 (法人 包括 入居者)	・鍵交換代 (法人 入居者)	・駐輪場代 (法人 入居者)			
・町会費 (法人 入居者)	・ATLAS緊急サポート (法人 入居者)				

(弊社使用欄)

家賃発生日	入居説明日	※鍵の郵送は致しません。必ず入居説明を受けて下さい。	
※原則お申込みより7~14日後	月 日 ()	月 日 ()	※契約所要時間は1時間です

法人必要書類

実印・印鑑証明・全部事項証明書・会社概要・委任状・火災保険付保証書・その他()

入居者確認資料

本人:住民票・免許証・パスポート・印鑑証明書()

家族・同居人:住民票・免許証・パスポート()

連帯保証人(法人代表者等)

実印・印鑑証明書()

保証会社	24時間緊急サポート	営業担当	業務担当	社内審査	家主審査	申込FAX
日本セーフティーハーミット保証	ATLAS緊急サポート 2年間 13,000円(税別)					

上記申込書(身上書)内容で相違ございません。もし相違のあった場合、直ちに契約は解約となり、一切の金銭の返金にならない事を承諾します。契約後、私及び連帯保証人が暴力団や過激な政治活動集団で、警察当局が介入するような行為を行った場合、また暴力団関係者と判明した場合、無条件で解約されても何等意義を申し上げません。なお、契約成立時には仲介手数料1ヶ月分(税別)を支払う事を承諾しました。

西暦 年 月 日 法人 印

西暦 年 月 日 入居者 印

※入居申込をされたとしても貸主の承諾が得られない場合、お断りする事があります。予めご承知おき下さい。尚その理由については一切開示致しません。※頂いた個人情報書類等については、弊社規程の方法により適切に管理・処分致します。ご返却はおこなっておりませんので、ご了承下さい。※本申込書記載内容に不正又は誤りがある場合、ご入居をお断り致します。※お客様にご記入頂きました内容につきましては、個人情報保護法の定めに従い、お客様がご希望されている物件を紹介する以外に、利用もしくは他の第三者に開示致しません。※当物件にご入居のお客様には、入居審査後「引越し一括見積サービス」「インターネット事前お調べサービス」に関しまして、第一ハウジング株の提携会社株式会社リベロからご連絡させていただきます。※途中解約の場合、ATLAS緊急サポートの費用返金は出来ません。

賃貸保証委託申込書【法人用】入居申込書添付用

兼「個人情報の取得・保有・利用・提供等に関する同意条項」同意書

取扱店	NO.034919 第一ハウジング株式会社 本店 TEL 044-541-5000 FAX 044-541-5222	担当者
-----	---	-----

申込内容	フリガナ		号室	申込区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 入居中
	物件名				
	用途	<input type="checkbox"/> 住居専用 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他()		契約理由	

緊急連絡先	連帯保証人様と同じ場合は、記入不要です。(代表者様が連帯保証人様の場合を除く)				
	フリガナ		申込者との続柄		
	氏名	男 女			
	住所	〒	携帯TEL		自宅TEL

通信欄

「個人情報の取得・保有・利用・提供等に関する同意条項」に関する同意
私(申込者・賃借人)はあらかじめ代表者・入居者・緊急連絡先、および連帯保証人予定者の同意を取得の上、入居申込書等の保証会社(日本セーフティー株式会社)の審査に必要な書類を提出すること、ならびに、保証会社が別紙「個人情報の取得・保有・利用・提供等に関する同意条項」に基づいて個人情報を取り扱うことに同意の上、申込みます。

申込者	年 月 日	
	フリガナ	申込者署名(自署)
	会社名	会社TEL
	フリガナ	代表者生年月日 T・S・H 西暦
	代表者氏名	代表者携帯TEL

【不動産会社様へ】

下記「必要書類」と「入居申込書」を添付して本書をFAXしてください。

申込書 (本書)	入居 申込書	必要書類 ①(+②)
-------------	-----------	---------------

FAX 045-316-1851
日本セーフティー株式会社 横浜支店 TEL 045-316-1850

①必要書類

商業登記簿謄本(発行から3ヶ月以内)

②事業用物件の場合は併せてご提出ください。

事業用物件の補足事項記入用紙
※弊社HP「各種書類ダウンロード」にあります。

ご注意

法人様でのお申込み時は、原則、連帯保証人様(賃貸借契約と同一)をいただいております。

申込内容によっては別途書類(決算書等)が必要になる場合がございます。

既にご入居の場合は別途保証会社書式の家賃入金確認表が必要です。

 日本セーフティー株式会社

00002

eco電力 電気供給ご紹介シート（ご新居での電気契約ご案内）

※eco電力へのご紹介に了承されない場合、および、お客様にeco電力からの電話がつかない場合
お客様ご自身で電力会社に連絡のうえ、電気契約のお申込みをいただく必要がございます。

（eco電力に限らず、電力会社に事前にお申込みいただかなければ、入居先で電気を使えない場合がありますのでご注意ください）

ご記入日	20	年	月	日	■お申込み条件：オール電化などの時間帯別プラン、マンション一括受電の適用物件では、eco電力にお申込み頂けません。
フリガナ					私は別掲の「個人情報の取扱いについて」を確認し、第一ハウジング(株)が日本エネルギー総合システム株式会社に個人情報の連携を行うことを了承します。
お名前					
日中連絡可能な電話番号	携帯 または固定電話				日中連絡可能な番号をご記入ください。
ご案内のお電話希望時間等	<input type="checkbox"/> 時間はいつでも可能 <input type="checkbox"/> 時間指定（ : ~ : ）の間 ※10:00～17:00の間でご指定ください。				
					月 火 水 木 金
	・当てはまるものに□をご記入下さい。・時間指定がある場合はご記入下さい。・曜日の希望がある場合は○をつけて下さい。				
eco電力をご利用になる住所（必須）	〒				ビル・マンション・アパートなどの建物名、棟・号室は必ず記入してください。
	建物名		号棟		号室

※eco電力のご案内・お申込み受付のため、お部屋の審査承認より5営業日以内に087-813-5907よりお電話致します。
※お部屋の審査承認から(土・日・祝を除く)5営業日以内にお電話がつかず、eco電力へのお申込みが完了しない場合、他の電力会社に申し込まれたと判断し、以降お電話いたしません。必ず入居前に他電力会社へお申込みください。

個人情報の取扱いについて

【利用目的】(1)日本エネルギー総合システム株式会社が提供する電気供給サービス「eco電力」のお知らせ及び斡旋のため。(2)お客様からのお問合せへの回答のため。(3)その他、お客様との取引・契約を適切かつ円滑に履行するため。【紹介情報の連携について】上記内容を確認したのち、下記店舗の担当者よりメールを送信してください。後日、eco電力の運営会社である日本エネルギー総合システム株式会社よりお電話にてご案内いたします。

●以下、当店記入欄

会社名	第一ハウジング株式会社		送信日	20	年	月	日
店舗名	川崎西口本店	担当者		電話番号	044-541-5000		

※お客様につながらない場合に、ご連絡する場合がございます。

連絡事項	
------	--

電気供給契約先（小売電気事業者登録番号：A0519） 日本エネルギー総合システム株式会社 〒761-0301 香川県高松市林町1957-1	お問い合わせは eco電力 フリーダイヤル 0120-325-155 受付時間：月～金(土日祝日・年末年始を除く) 10:00～17:00
センター使用欄	

メールに添付して送信 記入内容に不備がないかご確認のうえ送信ください

基本料金 0円 初期費用 0円 解約金 0円

一般ご家庭向け

基本料金 0円!!
使った分だけ、お支払い!!

eco電力では基本料金0円のオトクなプランをご用意しております。使用電力量が多くなると料金単価も上がる従来型のプランではなく、どれだけ使っても一律料金!シンプルに、「使った分だけお支払い」という、誰もが納得できるプランをご用意しています。

事業者向け

シンプル!
従来の電力会社から一律 **11%割引!!**

これまでの電力会社のプランから11%割引した料金プランを設定しています。どんな使い方をしても今までの電力会社から一律11%割引!シンプルに、「使った分だけ11%割引」という、誰もがわかりやすいプランをご用意しています。

	一般ご家庭向け eco電灯Aプラン	削減率例 (40A・月450kWh)
東北エリア	26円/kWh	▲4.7%
東京エリア	26円/kWh	▲7.5%
中部エリア	26円/kWh	▲5.0%
北陸エリア	21円/kWh	▲8.7%
関西エリア	22円/kWh	▲12.4%
中国エリア	24円/kWh	▲7.6%
四国エリア	24円/kWh	▲8.8%
九州エリア	23円/kWh	▲7.2%

事業者向け
eco電灯Bプラン

どのような
使い方をしても
従来の電力会社から一律 **11%割引**

一般ご家庭向け

【従量電灯B相当】東北・東京・中部・北陸・九州
※現在の契約アンペア数が10Aのお客さま～60Aのお客さま
【従量電灯A相当】関西・中国・四国
※最大需要容量が6キロボルトアンペア未満のお客さま

事業者向け

【従量電灯C相当】東北・東京・中部・北陸・九州
【従量電灯B相当】関西・中国・四国
※契約電力量が6キロボルトアンペア以上のお客さま

●お申し込みはWEB《<https://www.eco-denryoku.jp>》・お電話・来店にて対応

●eco電力お問い合わせ先: **0120-325-155** 受付時間 月～金(土日祝日・年末年始除く)10:00～17:00まで

※燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は旧一般送配電事業者と同額を別途いただきます。
※当社の電源構成全体に占める割合は、JEPX100%です。(平成30年11月1日現在)

【特定商取引法に基づく表示】 【事業者の情報】 ●小売電気事業者登録番号:A0519 ●会社名:日本エネルギー総合システム株式会社 ●代表者:黒瀬 裕美 ●住所:〒761-0301香川県高松市林町1964-1 ●お問い合わせ先:0120-325-155 (月～金(土日祝日・年末年始除く)10:00～17:00まで) 【販売条件】 ●販売価格:供給地域、契約プランごとに設定(詳細はホームページ上の「約款」「電気料金種別定義書」をご確認いただくか、上記のお問い合わせ先にご連絡ください。 ●支払い方法:クレジットカード払い、または、口座振替(ゆうちょ銀行除く) ●支払い時期:前月の検針日から当月の検針日の前日までの料金を、翌月お支払いいただきます。口座振替の場合、月初にお支払いいただきます。クレジットカードの場合、ご登録いただいたクレジットカード会社により異なります。 ●その他の負担:電気供給契約の開始、変更、その他のお客さまのご希望による供給設備等の施設、変更により工事費等の負担が発生する場合は、お客さまにその費用を負担していただくことがあります。 ●クーリング・オフ:電気供給契約を訪問販売または電話勧誘販売で結ばれた場合、クーリング・オフを行うことができます。

24時間365日 かけつけサービス + つながる修理サポート

みまもりecoサービス

eco電力に切り替えるとお客様の **住宅トラブルも0円** でサポート!

24時間365日 かけつけサービス / ご家庭の5つのトラブルに対応!
※一次対応とは、特殊部品を必要としない30分以内の簡易的な修理をさします。

<p>カギのトラブル</p> <ul style="list-style-type: none"> カギを紛失!家に入れない 外出先にカギを忘れた 急にカギでドアが開かなくなった <p>緊急サポート + 一次対応 0円</p>	<p>水回りのトラブル</p> <ul style="list-style-type: none"> 蛇口からの水漏れ トイレ・台所の排水が詰まった 水が流せない <p>緊急サポート + 一次対応 0円</p>	<p>ガラスのトラブル</p> <ul style="list-style-type: none"> ガラスが割れた 知らない間にガラスにヒビが入っていた <p>緊急サポート + 一次対応 0円</p>	<p>ガス・給湯器のトラブル</p> <ul style="list-style-type: none"> ガスが点かない ガスが漏れているような... 給湯器からお湯が出ない <p>電話サポート 0円</p>	<p>電気のトラブル</p> <ul style="list-style-type: none"> 急に停電 エアコンから水漏れ <p>電話サポート 0円</p>
---	---	--	---	--

つながる修理サポート / 有償修理受付サービス 国内で修理できる対象製品であれば、メーカー修理依頼(有償)することができます。

「つながる修理サポート」の特典として、指定下記3製品が無償修理! ※通常は200円(税別)のサービス料金です。 ※サービス提供:匠ワランティアンドプロテクション株式会社

<p>無償修理サービス</p> <p>指定製品 エアコン/冷蔵庫/洗濯機</p>	<p>設置・購入から 10年以内 の製品が 全て対象</p> <p>中古品の場合は、製造から10年以内の製品が対象</p>	<p>最大 50万円 (税込) の修理まで 自己負担なし</p> <p>1回の修理費用(修理作業に伴う出張費・部品代・工事費等)の上限</p>	<p>何回でも! 何台でも! 修理対応</p> <p>修理回数を気にせず対応 ※自然故障のみ対応</p>	<p>どこで買った製品でも修理対応</p> <p>メーカー指定の修理会社による修理で安心</p> <p>購入先を問わず、日本国内で修理可能なメーカーの製品であれば修理対応</p>
--	---	---	---	--

さらに / **オトクになるプラン**

eco電力の切り替えにプラスしてさらにオトクな電気料金!

	eco電灯Aプラン	ecoソーラー割A	ecoでんち割A	ecoソーラー+でんち割A
	従量料金	従量料金	従量料金	従量料金
東北エリア	26円/kWh	25円/kWh	25円/kWh	24円/kWh
東京エリア	26円/kWh	25円/kWh	25円/kWh	24円/kWh
中部エリア	26円/kWh	25円/kWh	25円/kWh	24円/kWh
北陸エリア	21円/kWh	20円/kWh	20円/kWh	19円/kWh
関西エリア	22円/kWh	21円/kWh	21円/kWh	20円/kWh
中国エリア	24円/kWh	23円/kWh	23円/kWh	22円/kWh
四国エリア	24円/kWh	23円/kWh	23円/kWh	22円/kWh
九州エリア	23円/kWh	22円/kWh	22円/kWh	21円/kWh

ecoソーラー割A

eco電力切り替え時に当社指定のソーラーパネルにて太陽光発電システムを同時導入していただいたお客さまにご提供できるプラン。

ecoでんち割A

eco電力切り替え時に当社指定の蓄電池にて蓄電池システムを同時導入していただいたお客さまにご提供できるプラン。

ecoソーラー+でんち割A

eco電力切り替え時に当社指定のソーラーパネル・蓄電池にて太陽光発電システム・蓄電池システムを同時導入していただいたお客さまにご提供できるプラン。

※ソーラーパネル・蓄電池は当社指定の機器・製品となります。
※基本的には個人のお客さまへのプランとなりますが、場合によっては法人も可能です。
※eco電灯Aからさらにオトクになるプランの従量料金適用期間は割引適用後10年間となります。

重要事項説明書

電気供給契約の締結にあたっての重要な事項を以下のとおり記載いたしますので、内容に同意のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

本書に記載のない事項については、当社が別に定める「電気供給約款」「電気料金種別定義書」（以下「約款等」といいます。）又は一般送配電事業者の定める託送供給等約款及びその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）によります。約款等は、当社ホームページでご確認いただけます。

1.小売電気事業者の名称及び登録番号

名称　　：日本エネルギー総合システム株式会社
 本社住所：香川県高松市林町1964番地1
 登録番号：A0519

2.ご使用開始のお申込み方法

当社所定の様式によりインターネット若しくは申込み用紙等でお申込みいただけます。

3.供給の開始

当社は、お客さまのお申込みを承諾した場合には、お客さまと協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経た後、すみやかに電気を供給いたします。ただし、やむを得ない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日までに電気を供給できないことが明らかになった場合には、あらかじめお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めます。また、当社以外の者による電気の供給から当社による電気の供給に変更される場合で、当社以外の者との電気供給契約の廃止手続きが完了されていないときには、供給開始日をあらかじめ協議いたします。

4.契約電力及び契約容量の決定方法

契約電力又は契約容量は、お客さまが適用を受ける約款等の定めに基づき、原則として次のいずれかにより決定いたします。

(1)最大需要電力(記録型計量器により計量される30分ごとの使用電力量を2倍した値の最大値)により定める場合

その1月の最大需要電力と前11月の各月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(2)契約主開閉器の定格電流により定める場合

契約主開閉器の定格電流に基づき約款等に定める算定方法により算定した値といたします。

5.電気料金の算定方法

月々の電気料金は、「基本料金(基本使用料金)」と「電力量料金」の合計に「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を加えたものといたします。なお、電力量料金は、燃料費調整額を加算又は差し引いて算定いたします。

お客さまが電気料金を支払期日を経過してなお支払われない場合は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、年14.6％の延滞利息を申し受けます。

6.使用電力量の計量及び算定

使用電力量は、原則とし記録型計量器により30分単位で計量するものとし、料金の算定期間における使用電力量は、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間において合計した値といたします。ただし、記録型計量器以外の計量器により計量する場合は、使用電力量の計量は電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、検針日における電力量計の読みと前回の検針日における電力量計の読みの差引きにより算定いたします。なお、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、お客さまと当社との協議によって定めます。

7.工事費等の負担

電気供給契約の開始、変更、その他お客さまの希望による供給設備等の施設、変更により工事費等の負担が発生する場合は、当社は原則として工事着手前に工事費等を申し受けます。

8.電気料金等の減免措置

当社が、自然災害等に伴い電気料金等の支払期日の延伸若しくは減免措置を講じる場合、その旨を当社ホームページ等に掲出しお客さまにお知らせいたします。

9.電気料金等の支払方法

電気料金については毎月、工事費等についてはその都度、当社の指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、電気料金については、口座振替又はクレジットカードのいずれかの支払方法をお客さまにお選びいただけます。支払いに要する費用はお客さまに負担していただきます。

10.契約期間

契約期間は、料金適用開始日から1年間といたします。

契約期間の満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容の変更若しくは解約の申し入れを行わない場合には、電気供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

11.供給場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。

- 供給設備等の設計、施工、改修又は検査
- お客さまの電気工作物の検査等
- 計量器の検針又は計量値の確認
- 電気供給契約の廃止又は解約等により必要な処置

12.保安に対するお客さまの協力

次の場合、お客さまはすみやかにその旨を当社に通知していただけます。

・引込線、計量器等その供給場所内の電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがある場合

13.電気供給契約の変更、廃止

お客さまが契約内容の変更を希望される場合は、2（ご使用開始のお申込み方法）に準じてお申込みいただけます。

また、電気供給契約の廃止を希望される場合は、あらかじめその廃止期日を定め、当社に通知していただけます。

14.解約等

(1)お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、電気供給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をあらかじめお客さまにお知らせいたします。

- ①お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ②お客さまが他の電気供給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ③約款等によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合
- ④契約された用途以外の用途に電気を使用され、当社がその旨を警告しても改めない場合
- ⑤その他、約款等に反した場合で、当社がその旨を警告しても改めない場合

(2)お客さまが次のいずれかに該当し、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、電気供給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をあらかじめお客さまにお知らせいたします。

- ①お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ②電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ③動力契約種別の場合で、電灯又は小型機器を使用された場合
- ④契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- ⑤契約使用期間以外の期間又は契約使用時間以外の時間に電気を使用された場合
- ⑥11（供給場所への立入りによる業務の実施）に反して、立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

(3)お客さまが電気供給契約の廃止の通知をされないで供給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気の供給を終了させるための処置を行なった日に電気供給契約は消滅するものといたします。

15.電気供給契約の廃止又は変更に伴う料金及び工事費の精算

お客さまが、契約電力若しくは契約容量を新たに設定し、又は増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、又は契約電力若しくは契約容量を減少しようとする場合には、約款等の定めに基づき料金及び工事費をお客さまに精算していただきます。

16.設備の賠償

お客さまが故意又は過失によって、その供給場所内の電気工作物を損傷、又は亡失した場合、その設備について、修理可能の場合は修理費、亡失、修理不可能の場合は帳簿価額と代替工費の合計額を賠償していただきます。

17.信用情報の共有

約款等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、当社は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

18.スイッチング

現在ご契約中の小売電気事業者（以下「現電力会社」といいます。）から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合には、現電力会社との契約の解約に伴う不利益事項が発生する場合があります。現電力会社との契約内容をご確認ください。

19.個人情報の取扱い

当社は、個人情報を適正に取り扱い、その保護を図るために、個人情報を「個人情報の取扱いに関する基本方針」に従って適切に取り扱ってまいります。「個人情報の取扱いに関する基本方針」は、当社ホームページでご確認いただけます。

20.クーリング・オフ

(1)お客さまが訪問販売又は電話勧誘販売で電気供給契約の申込みをされた場合、本書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面により電気供給契約の申込みの撤回又は解除(以下「申込みの撤回等」といいます。))を行なうことができます。ただし、お客さまが、当社が申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当社が威迫したことにより困惑し、これらによって申込みの撤回等を行なわなかった場合には、お客さまが、当社が申込みの撤回等を行なうことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面により申込みの撤回等を行なうことができます。(2)申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生じます。(3)申込みの撤回等があった場合においては、当社は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求するとはいたしません。(4)当社は、申込みの撤回等があった場合において、電気供給契約に関連して金銭を受領しているときは、お客さまに対し、すみやかに、これを返還いたします。(5)お客さまは、申込みの撤回等を行なった場合において、お客さまの土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

21.その他

電気供給契約についてお客さまがクーリング・オフをした場合や当社から解除した場合等には、お客さまが無契約状態となり、電気の供給が停止されるおそれがあります。そのため、他の小売電気事業者と小売供給契約を締結する必要があります。

22.お問合せ先

お問合せ方法	お問合せ先	
電話	コールセンター	0120-325-155
	[受付時間] 月～金(土・日・祝日を除く) 午前10時から午後5時まで	
インターネット	ホームページ(URL)	https://www.eco-denryoku.jp/

ご入居のご案内

1. 東京ガス〔天然ガス（13A）使用です〕

入居当日までに、下記へ開栓依頼が必要です。

本人立会にて開栓します。ガス器具を準備してください。

【開栓等のお知らせ】（一般電話から） 0570-002211

（携帯・PHS・ケーブルTV系電話から）川崎市：044-245-2211

横浜市：045-948-1100

2. プロパンガス 入居する建物により、指定業者が違いますのでご確認ください。

※保証金1万円と印鑑が必要です。

指定業者名 _____ TEL： _____（ _____ ）

3. 東京電力 配電盤のブレーカーを上げてください。 ※東京電力指定ではございません

備付けのハガキに、所定事項をご記入の上投函ください。

引越・契約変更の場合 0120-995-771（川崎市全域・鶴見区・神奈川区他）

一般のお問合せ 0120-995-772（川崎市全域・鶴見区・神奈川区他）

0120番号をご利用になれない場合 045-394-2176

4. 水道 水が出ない時は、元栓を確認してください。

使用者名の登録は、備付けのハガキに所定事項をご記入の上投函してください。

横浜市： 045-847-6262

川崎市： 044-200-3548

5. 区役所

川崎区 044-201-3113

高津区 044-861-3113

幸区 044-556-6666

宮前区 044-856-3113

中原区 044-744-3113

多摩区 044-935-3113

鶴見区 045-510-1818

神奈川区 045-411-7171

6. 休日急患診療所

川崎区 044-211-6555

高津区 044-811-9300

幸区 044-555-0885

宮前区 044-853-2133

中原区 044-722-7870

多摩区 044-933-1120

鶴見区 045-503-3851

神奈川区 045-317-5474

7. 郵便局

転居ハガキを、旧住所地の郵便局へご提出してください。住民票の移動では郵便物は転送されません。当社にも指定ハガキを用意しておりますので、ご利用ください。

8. 固定電話

①現在使用中の方 もよりの電話局116へ、移転のお申出をしてください。
移転工事料は入居者負担です。

その他：インターネット環境お調べサービス、引っ越し一括見積サービスを無料で行っております。
ご希望の方は、当社にお申し付け下さいませ。（リベロ）